令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、県内中小企業等の経営改善と労働者の処遇改善を図るため、生産性向上に資する設備投資等とともに、賃金の引き上げを行い、国の令和８年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「助成金」という。）の支給を受けた事業者に対し、令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年規則第 91 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）県内に事業所を有する中小企業等

（２）助成金について、令和８年度に広島労働局に交付申請を行い、交付額確定の通知を補助金の申請時に提出できる者

（３）助成金の支給決定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行っている者

（２）広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（３）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助率等）

第３条　補助率は助成金の交付確定額の 10 分の１とする。

２　補助金の額は助成金の交付確定額に補助率を乗じた額とする。

３　補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（別記様式第１号）を令和９年２月

26 日までに、知事に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

（１）誓約書

（２）助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し

（３）助成金の事業実績報告書の写し

（４）助成金の事業実績報告書別紙１（国庫補助金精算書）の写し

（５）助成金の事業実績報告書別紙２（事業実施結果報告）の写し

（６）振込先口座の確認書類

（７）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定等）

第５条　知事は、第４条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。

２　知事は、前項の決定において、第４条の交付申請をした事業者（以下「申請者という。」）に対し補助金を交付する場合にあっては、口座振込をもって交付決定の通知とし、補助金を不交付とする場合にあっては、別記様式第２号により通知する。

（実績報告）

第６条　規則第 12 条の実績報告書は、別記様式第１号によるものとし、第４条の規定による交付申請書の提出と兼ねるものとする。

（補助金の交付）

第７条　補助金は、規則第 15 条の規定により交付するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第８条　補助対象事業者は、助成金の交付要綱第 15 条の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定し、国への返還が生じた場合には、別記様式第３号により速やかに知事に報告するとともに、国への返還額に対応する補助金の額を県に返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第９条　知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）虚偽の申請等の不正や、その他知事が不適当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合

（３）補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合

（４）暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

（５）その他知事が必要と認める場合

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、当該返還を命じた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

３　前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

４　知事は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（立入検査等）

第 10 条　知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　補助対象事業者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第 11 条　補助金の交付を受けた事業者は、補助金に係る証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

第 12 条　補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年６月 30 日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金申請書

広島県知事　様

令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金交付要件を満たしているため、令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金を申請し、請求します。
なお、記載（チェック）した事項については事実と相違ありません。

申請日	令和		年		月		日

１　申請者の情報（法人の場合は会社等の所在地を，個人事業主の場合は主たる事務所の所在地を記入してください。）

申請者情報	所在地	〒	-	都・道府・県	区・市町
		番地等			
		法人番号			※法人の方のみ
	フリガナ				
	法人名又は屋号・店名				
	代表者役職		フリガナ		
			代表者氏名		
事業所情報（※１）	所在地	〒	-	広島県	区・市町
		番地等			
	フリガナ				
	事業所名称				
連絡先 担当者	所属		フリガナ		
			氏名		
連絡先 メールアドレス			電話番号（※２）		

※１ 申請者情報と同一の場合もすべての項目を記入してください。申請する事業所が複数ある場合は、事業所ごとに申請書の提出が必要です。
※２ 連絡先の電話番号は、午前９時から午後５時に連絡の取れる電話番号を記入してください。

２　補助金交付申請額

金		円

※ 以下の計算式により算出し、補助金交付申請額を記入してください。

＜補助金交付申請額の算出＞

業務改善助成金の交付確定額を「助成金交付確定額」の欄に記入してください。

助成金交付確定額		補助率		補助金交付申請額（千円未満切り捨て）
	円 ×	1/10	＝	円

３　業務改善助成金における消費税の適用に関する事項（※３）

□ア　消費税抜きで国庫補助所要額を算定
□イ　消費税込みで国庫補助所要額を算定（※４）

※３ 業務改善助成金の事業実績報告書を作成した時点の状況をチェックしてください。
※４ イを選択し、消費税等仕入控除税額確定後、国へ返還が生じた場合は、別記様式第３号により報告してください。

４　振込先口座

金融機関名							本・支店名						
預金種目	□	普通	□	当座	金融機関コード					支店コード			
口座番号								※右詰めで記入してください。					
フリガナ													
口座名義													

≪県使用欄≫
（決定額）

※ 県で使用しますので、記入しないでください。

別記様式第２号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

（申請者の住所、名称、氏名等）　　様

広　島　県　知　事

不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請の令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金については、令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、不交付とします。

■不交付の理由

別記様式第３号（第８条関係）

別記様式第３号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

広島県知事　　様

申請者
住　　所

法人名又は屋号・店名
代　表　者　氏　名

事業所
住　　所

事　業　所　名　称
担　当　者　氏　名

令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金返還報告書兼返還申請書

令和　年　月　日に交付決定のあった令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金について、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したため、令和８年度広島県賃上げ環境整備支援事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり報告し、同補助金の一部返還を申請します。

１　国庫返還額及び補助金返還額について

（１）	助成金交付確定額	金　　円・・・①
（２）	消費税仕入控除税額の確定に伴う国庫返還額	金　　円・・・②
（３）	①－②	金　　円・・・③
（４）	③の10分の１の額（千円未満切捨て）	金　　円・・・④
（５）	補助金交付確定額	金　　円・・・⑤
（６）	補助金返還額（⑤－④）	金　　円

２　添付資料

国庫返還額が分かる資料（※）

※国からの返還案内文、納入告知書、領収控などの写し